一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町倉見字根知ケ谷六六九の一から六六九の八まで、六六九の一三から六六九の一五まで、六七〇の一から六七〇の六まで、六七〇の八から六七〇の一六まで、新見市坂本字松ケ滝三〇九、字雨乞ツブラ三一〇の一、字大ナル奥三一一、字畑畝四八八の一、字大池六八八、字大峠六九〇の一、六九一、字黒岩九二七の一、字大迫九七六の一、字ヒナビラ九七七の一、字マブ一三七二の一、千屋井原字大津ケ谷三八五、字水ノ小畑三八六の八三から三八六の一三七まで、三八六の一三九、哲多町老栄字吉倉上四、字カヤホシ三、五、字長見堤六、字甲屋谷上七の一、七の二、字甲屋谷五八三の二、五八三の三、字広草田二の一、二の二、字別当迫八の二、字中ノ上九の二、字向南一〇の二、一四の二、字八草場一五、一六の二、字恋川内三六三の二、三六四、三六五の二、三六九の二、三六九の三、三七〇の二、字谷本ノ上三七三の二、字日ノ本四六六の二、字家ノ上三七二の二、四六九、四七〇の二、四七一の二、字信ヶ鼻六三七の二、大佐田治部字コシヤマ五四四九、五四五〇の一、五四五〇の二、字横路上五四五一の一から五四五一の三まで、五四五二の一から五四五二の三まで、字横路五四五三の一、大佐上刑部字御崎谷八六一の一、字滝谷八六二の一、八六二の三、八六二の四、八六二の六から八六二の八まで、字橋長垰八六三、八六四の二、字御崎谷北平八八〇の一、字足谷一九五二の三、一九五二の四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市大佐田治部字堂々谷五八七一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町宇野字スベリ五九四の一から五九四の七まで、字坪谷五九五の一から五九五の三まで、五九五の五から五九五の一〇まで、字中ノ谷五九六、字狼ミ谷五九七の一、五九七の六、五九七の七、五九七の一〇、種字動聖谷一六九の一、一七〇、一七一の一、一七二の一、字奥ノ谷一七三の一、一七五の一、字治川頭一八〇、字合樽一八二の一、一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六の一、一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九一の一、一九三の一、一九四の一、二一一の一、字五郎助山一九〇の一、字研石尾一九六の一、字瀧ノ上一九七の一、字瀧ノ前一九八の一、一九九の一、字弥助山二一〇の一、字怒多場三三四の一、字治川一七九の一、一七九の三九から一七九の四九まで、一七九の五一から一七九の七〇まで、一七九の一〇五、一七九の一〇六、字尼子一〇二六の一、一〇二六の一八から一〇二六の二六まで、字首縊谷一〇二七の一、一〇二七の二五から一〇二七の二七まで、加茂町青柳字カバケ谷一二三一の一、一二三一の五、一二三一の三六、一二三一の五五から一二三一の六一まで、一二三二、一二三四の三から一二三四の二六まで、字西ノ内一二四六の二、一二四六の三、一二四六の九、字西ノ内ノ口一二四八の一から一二四八の一二まで、一二四八の一四から一二四八の一七まで、加茂町倉見字白川一八八の六六から一八八の六八まで、一八八の七二、一八八の七三、一八八の七九、一八八の八〇、一八八の九四、一八八の一〇三、一八八の一二五、一八八の一二六、一八八の一二八、字落城一六六の一八、加茂町知和字青坂谷六九八の一、六九八の二、六九八の四、六九八の五、六九八の七、六九八の八、六九八の一〇から六九八の一四まで、六九八の二一、六九八の二五から六九八の二九まで、六九八の三一、六九八の三二、六九八の三五から六九八の四二まで、六九八の四四から六九八の四八まで、六九九の一から六九九の五まで、六九九の八、六九九の一〇から六九九の二三まで、六九九の二五から六九九の四二まで、六九九の四四、七〇〇、七〇一の二、加茂町山下字六郎谷三八一の六、三八一の九、三八一の一三、三八一の一四（次の図に示す部分に限る。）、三八一の一六から三八一の二〇まで、三八一の三五、字西山三八四の二、真庭市栗原字下ノ峪三〇三三の一から三〇三三の九まで、字下ノ峪出口三〇三六の一から三〇三六の五まで、字中ノ峪三〇三七の一から三〇三七の一二まで、字釜ノ口東北三〇三八の一、三〇三八の三、三〇三八の四、字梅木峪三〇四〇の一、三〇四〇の三、字神木東三〇四一の二、三〇四一の三、字神木西三〇四二の一、三〇四二の二、字表平奥三〇四三の一から三〇四三の六まで、字表平中三〇四四の一から三〇四四の七まで、字表平入口三〇四五、字池ノ奥三〇四六の一から三〇四六の四まで、字池ノ上西平三〇四七の二から三〇四七の四まで、字本谷東三〇六四の一、藤森字六郎谷二五三の一、二五三の五から二五三の一五まで、二五三の一七から二五三の三二まで、字荒堀二五四、字大石谷三〇〇の一から三〇〇の一〇まで、字大柱谷三一〇の一から三一〇の三まで、三一一の一から三一一の六まで、三一一の八から三一一の一九まで、字茶屋ケ谷三二〇の一、三二〇の二、三二〇の五から三二〇の二二まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市別所字譲葉二四一の一、二四二、字大フラ二七二、二七三の一、二七三の二、二七四、二七五の一、二七七の一、二八〇、二八一、二八四、二八五、字バガ谷二八六、落合垂水字中曽根一八七二の二、字木付ケ岳一八七三の二、字観音堂回一八七四、字観音寺一八七五、一八七七、一八八〇の二、一八八〇の三、字イモジ畑一八八一の二、上河内字中ノ谷二七二の二、字中ノ谷奥二七七三の一、二七七三の三から二七七三の六まで、字本谷奥二八三八の二、中河内字田和奥一〇二四の一、一〇二四の二、一〇二五、一〇三〇の三から一〇三〇の六まで、一〇三〇の八、一〇三〇の一から一〇三〇の二四まで、一〇三〇の二六、一〇三七の一、一〇四七、一〇四八の一、一〇四八の二、一〇四九から一〇五一まで、字沢満滝一〇二八、字長畑ノタ打場一〇二九、字グイビ一〇三一、字流垰一〇三四、字大畑一〇三二の一から一〇三二の五まで、一〇三三、一〇三五の三、一〇三五の四、一〇三五の六から一〇三五の一三まで、一〇三五の一五から一〇三五の一九まで、一〇三五の二七、字総三林一〇三六、一〇三七の二、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三八の五、一〇三八の一二から一〇三八の二一まで、神字浄土院影平一〇一、一〇二の二、一〇六の二、字天王山一〇四の二、字善光院一〇五の二、延風字ヤケトチ九三一、字栗ノ谷一〇三九の一、字井手口一〇六四、字坪ノ谷一〇七〇の一、字キシ屋敷一〇八〇、字高ノ頭一〇八一の一、一〇八一の二、鉄山字寺山五九一の一、字長者原六〇三の一、六〇三の二、字ヤケタタラ六〇四の一、六〇四の二、六〇五の一、六〇五の二、三崎字平畑二三二、字辻二三三